

学会員 各位

本年は役員・代議員・地方会役員の改選が行われます。代議員の選挙権及び被選挙権を有するためには、7月31日までに会費を全納する必要がありますのでご注意ください。

中央選挙管理委員会

代議員選任規程（抜粋）

（選挙権及び被選挙権）

第2条 代議員任期満了時において、前年度より引き続き正会員であり、かつ7月31日までに会費を全納した正会員は、当該年度の7月1日時点で所属する地方会において選挙権及び被選挙権を有する。